

真実を伝える
組合機関紙

かいな

JMITU(日本金属製造
情報通信労働組合)
日本アイビーエム支部

東京都港区赤坂2丁目20の6
川瀬ビル5F 〒107-0052
TEL: 03-3583-9037
FAX: 03-5562-0853

定価 月 500円

日本IBM定年後再雇用 不当労働行為申し立て



シニア契約社員の処遇を誠実に協議せよ

2020年11月6日、組合は日本IBMが定年後再雇用制度である「シニア契約社員制度」の待遇格差を求める団体交渉に誠実に応じないとして東京都労働委員会に不当労働行為の申し立てをしました。

シニア契約社員の処遇問題では、2020年4月1日に賃金格差の損害賠償を求めて組合は東京地裁に集団訴訟を起しています。これで、裁判と労働委員会の2つでシニア契約社員の処遇について争われていくことになり、待遇改善の取り組みに拍車がかかることとなります。

裁判と労働委の違いは
裁判所は個人の救済を求めているのに対し、労働委員会は労働組合の救済を求めているの争いになります。例えば集団訴訟の方の裁判で勝てば最終的に原告一人ひとりに損害賠償金が支払われます。これに対し労働委員会の場合、申し立て

る主体は労働組合です。労働委員会が勝つ場合は会社に対して労働組合を守るような行政命令が出されます。

今回の定年後再雇用の賃金差別事件の場合、個人の賃金差別がパート有期雇用労働法に照らし合わせて違法な状態であることはもちろん、労働組合としてこの間行ってきた賃金交渉に対する会社の態度が違法な状態だったことから、裁判と労働委員会の2つで争うことになりました。

使用者に説明義務
パート有期雇用労働法では、使用者は非正規労働者から求めがあれば正社員との間の待遇の相違の内容及び理由を説明する義務があります。これは、労働者個人として説明を求めても、労働組合として説明を求めても有効です。

しかし、労働者個人が説明を求めても、現実には会社の力の方が圧倒的に強く、相手にしてもら

えません。泣き寝入りしている労働者が多いのが現実ではないでしょうか。

もともと労働者が会社と交渉するための組織としてあるのが労働組合です。労働組合として説明を求めれば、会社も説明せざるを得ません。

説明しない会社
ところが、日本IBMは組合がパート有期雇用労働法に従って、具体的に指名した正社員とシニア契約社員の、待遇の相違の内容及び理由を文書で説明することを拒み続けました。

さらに、純粋な賃金交渉と見た場合であっても、日本IBMは「適切な運用がなされているとの考え」であり、これが全てだとする返答を繰り返すばかりでした。これは「団体交渉を正当な理由なく拒むこと」に該当し、不当労働行為として禁止されています。さらに労働協定にも違反するため、労働組合法7条違反として申し立てたものです。

国会正門前憲法集会



日本国憲法公布74周年の11月3日、「憲法が生きた政治を実現しよう」と訴える集会・行動が全国各地で行われました。東京では、「憲法が生きた後の社会」を掲げた総がかり行動実行委員会(注釈1)の国会正門前大行動に3000人(主催者発表)が集まりました。

主催者挨拶で共同代表

の高田健さんは、日本学術会議への政治介入で菅政権の本質が早くも表れたと指摘し「政治の変革が切実に求められている。市民と野党の共闘で菅政権を打倒し、政権交代を実現しよう」と訴えました。続いて、各界からの挨拶では「自助・自立は人の手を借りて成り立つものであり、まず公助が大事です」(花の谷クリ

ニック・伊藤真美院長)、「女性が死にたくなくなる社会に未来はありません。性差別に本気で向き合いましよう」(作家・北原みのりさん)、「菅政権は自助を強調し、生存権を無視している」(日本体育大学・清水雅彦教授)などとスピーチしました。

各界のスピーチを聞いて改めて考えさせられたのは、現在さまざまな生活場所、憲法で保障されている基本的人権が無視され、生存権が脅かされ、憲法の理念が蔑ろにされていることで、今の政治は人間の命を守ることを放棄していると思わされたことでした。

このような状況の中で、JMITUが訴える「二方面のたたかい」(注釈2)は重要で、私たちの生活は憲法や法律での約束事を基に成り立っており、政治の在り方に大きく影響されます。このため政権が続いている隠蔽・改竄などの理のない行為に対して、反対の声を上げ続けることが大切であると考えられました。

「女性に死にたくなくなる社会に未来はありません。性差別に本気で向き合いましよう」(作家・北原みのりさん)、「菅政権は自助を強調し、生存権を無視している」(日本体育大学・清水雅彦教授)などとスピーチしました。

・戦争する国づくりストップ！憲法を守り・いかに共同センター

・「注釈2」二方面のたたかいとは、企業内での経営者を相手にしただけでは要求は前進しません。政治や社会のしくみを変える社会的なたたかいと、個々の企業での具体的な課題の解決をはかることをしっかりと結合することが大切です。これをJMITUでは「二方面のたたかい」と言っています。

この行動は、菅政権による9条改憲、強権政治を許さず、市民と野党の共闘で、いのち・人権が輝く新しい政治の実現めざす行動です。

裁判・労働委員会スケジュール

以下に今後のスケジュールをお知らせします。

AI 不当労働行為事件	12/10(木) 9:50～	都庁第1庁舎南1階集合
定年後再雇用賃金差別裁判	12/10(木) 13:30～	東京地裁510号法廷
パワハラ賃下げ裁判	12/14(月) 11:00～	進行協議 東京地裁民事19部
パワハラ降格裁判	01/14(木) 10:00～	東京地裁527号法廷

更をしたことの追及が続いている。首相は従来と同じ説明を繰り返すばかりでまともに理由を答えていない▼森友問題や桜を見る会では質問者の質問に真正面から答えず逃げる。飯田法が使われた。「朝ご飯を食べたか」という質問にパンを食べたから「ご飯はたべていない」と論点をはぐらかす手法だ▼学術会議問題ではチャーハン論法が使われているという。「エビチャーハンを作っていたのを玉子チャーハンに変えましたよね」という質問に「同じシェフが作っておりその点について何らかわりはない」と根拠は同じだと言いつける手法だ▼これらは会社が団体交渉で使う手法にそっくりだ。分社化においても不誠実な回答を繰り返すことは許されない。(〇)



学術会議の
会員候補6人
の任命拒否問
題が注目され
ている。政府
が法解釈の変
更をしたことの追及が続いている。首相は従来と同じ説明を繰り返すばかりでまともに理由を答えていない▼森友問題や桜を見る会では質問者の質問に真正面から答えず逃げる。飯田法が使われた。「朝ご飯を食べたか」という質問にパンを食べたから「ご飯はたべていない」と論点を



加入できる口数

他人に
家を
買っている人
住宅のみに
加入できます

自家(持ち家)に
お住まいの人
住宅・家財ともに
加入できます

借家に
お住まいの人
家財と借家入居者に
加入できます

住宅は最高
(3500万円)
3,000万円
保障

家財は最高
(1500万円)
1,500万円
保障

借家入居者は
最高3,000万円保障
(※原則に最高300万円
超える必要あり)

住宅加入基準(持ち家・加入型口数)			家財加入基準(加入型口数)			
木造住宅	鉄筋住宅	借家住宅	1人	2人	3人	4人以上
7口	8口	3口	100口	130口	140口	150口

1口あたりの掛金と最高保障額(住宅・家財共通)

住宅の形態	掛 金	最高保障額
木造・木造モルタル 簡易住宅	月額 5円 (年額60円)	10万円
鉄筋コンクリート耐火	月額2.5円 (年額30円)	

●木造・木造モルタル住宅とは、鉄筋コンクリートおよび簡易住宅以外の住宅をいいます。(軽鋼骨は木造扱い)

●簡易住宅とは、天井、外壁、内壁、基礎工事の不十分な簡易プレハブ住宅などをいいます。

●鉄筋コンクリート住宅とは、次のいずれかに該当する住宅をいいます。

前回、かいな2373号では、全労連共済は「小さな掛金」で「大きな保障」をモットーとする非営利の団体で、各産業別の労働組合が助け合いの精神で運営している組織であるところを紹介しました。今回はオスメの共済の中から火災共済についてさらに詳細を見てみましょう。

火災共済というと火事に対する備えなのですが、実はこの中には生活に合わせたたくさんの選択肢があります。字が細かいのですが、左表をご参照ください。

まず家の構造に合わせた木造か鉄筋の選択。自己所有か賃貸の選択。賃貸については何と貸している側も借りる側も対象です。これらに加え、家財も保障の対象となっており、この家財だけでの加入も可能です。

少額でも大きな保障の火災共済

掛金と保障の例

一般的な間取りに例えて見てみると、2LDKの15坪で、木造は月額525円、105口の契約をすると、最高1050万円の保障になります。鉄筋なら15坪で月額300円、120口の契約をすると、最高1200万円の保障になります。

3LDKの70㎡、21坪の場合、木造は月額735円、最高147口になります。鉄筋なら月額420円、168口で1680万円の保障になります。

保障範囲

火災共済の保障範囲は多岐に渡ります。火災はもちろんのこと、他にも消防作業で自宅が冠水してしまった場合、落雷、破裂・爆発、他人の住居からの水漏れ被害などです。昨今日本各地で猛威

趣意書

●分社化に際し、労働条件を守ります

インフラストラクチャー・サービスの分社化が予定される中で、従業員代表には「会社分割について会社と協議する役割」が与えられます。労働条件を守るために会社と協議することをお約束します。

●意見聴取に際し、労働条件の向上を意見します

その他の労使協定の締結や就業規則等の改定に際しては、労働条件を向上させるよう会社に意見することをお約束します。

従業員代表は「会社の意向をうけた者」ではありません

(厚生労働省労働基準局長 2018年基発0907第1号)

会社はこれまで、会社の意向をうけた従業員代表を選出して就業規則や福利厚生制度の改悪に同意させ、労働条件を引き下げてきました。組合推薦候補であれば、従来の従業員代表のように労働条件の改悪を進めることはいたしません。労働条件を守るために会社と協議することをお約束します。ぜひ組合推薦候補にご投票ください。

従業員代表選挙 組合推薦候補に投票を

組合推薦候補	
本社第2ブロック	石原 隆行
本社第3ブロック	大岡 義久
本社第4ブロック	吉野 浩介
本社第5ブロック	神谷 昌平
府中/大宮西/三鷹駅前/水戸事業所	佐久間 康晴

11月2日、従業員代表選挙が公示されました。従業員代表は「時間外および休日労働に関する協定書」いわゆる36協定、及び「裁量労働勤務制度に関する協定書」など諸協定の締結を担います。任期は今年12月1日から来年11月30日までの1年間です。

今回の従業員代表選挙は、インフラストラクチャー・サービスの分社化が予定される中、非常に重要な選挙になります。従業員代表には「会社分割について会社と協議する役割」

が与えられるからです。従業員代表は「時間外および休日労働に関する協定書」いわゆる36協定、及び「裁量労働勤務制度に関する協定書」など諸協定の締結を担います。任期は今年12月1日から来年11月30日までの1年間です。

今回の従業員代表選挙は、インフラストラクチャー・サービスの分社化が予定される中、非常に重要な選挙になります。従業員代表には「会社分割について会社と協議する役割」

労働条件の向上を意見

その他にも、従業員代表は次の重要な役割も担

予定とあります。これは、現在の労働契約がそのままの形で承継されない可能性を示唆しています。その意味でも今回選出される従業員代表の責任は重大と言えます。

組合推薦候補に投票を

代表者) 組合推薦候補は、会社分割に際しての協議はもちろん、労使協定の締結や就業規則等の改定に際しても、労働条件を向上させるよう会社に意見し、協議することをお約束します。

います。就業規則およびその付属規程の一部改訂についての意見聴取

- ・各種法令に基づく労使協定の締結
- ・日本IBMの退職金規約を変更する場合に、厚生労働省への規約変更申請における従業員代表として署名。(被厚生年金

か？

火災共済の変わり種としては、風呂釜と浴槽が使用不能になった時、5万円の見舞金を用意されることです。風呂釜が使用不能になった場合は2万円です。

組合に加入してみたいけどギツカケを掴めない。迷っている方。とりあえず共済に加入してみたいから、という動機も大いに「あり」ですよ。

加入の具体例

では実際の加入例をシミュレーションしてみましよう。木造30坪の持ち家に4人家族の組合員がいたとします。この一家はどれほどの保障があるのでしょうか？

木造30坪の持ち家です。から、この面積をすべてカバーしようと思うと、210口入る必要があります。掛け金は月額1050円、年額だと12600円です。加えて4人家族分の家財も満額である150口に加入してい

組合なんでも相談窓口			
事業所名	職 場 名	氏名	電話番号
本 社	TSD.L. ISEL・System技術	大岡 義久	712-5175
本 社	G.T.S. ビジネスオペレーションズ	杉野 憲作	205-6550
大宮西	G.T.S. T.S.S. クロスエリアデリバリー	佐久間康晴	209-8019
名古屋	G.T.S. 中部第二SOLサービス	板倉 浩	205-2205
大 阪	G.T.S. T.S.S. Sol&DeIPRJ推進	河本 公彦	205-5204
事務所連絡先	TEL 03-3583-9037(月-金 13-16時) FAX 03-5562-0853 メール kumiai@jmitu-ibm.org http://www.jmitu-ibm.org/		
注) 上記窓口は事業所にこだわらず、連絡のとれる電話番号へどうぞ			
法律相談	労働問題・民事一般相談受付 (要予約)		
東京法律事務所	弁護士 水口洋介、今泉義竜、本田伊孝 http://tokyolaw.gr.jp/ 東京都新宿区四谷1-4 四谷駅前ビル TEL 03-3355-0611(代)		
旬報法律事務所	弁護士 大熊政一、山内一浩、並木陽介、細永貴子 http://junpo.org/ 東京都千代田区有楽町1-6-8松井ビル 受付7F TEL 03-3380-5311(代)		
桜木町法律事務所	弁護士 岡田 尚 横浜市中央区山下町207-2 関内JSビル6階 TEL 045-212-1503		
ほづみ法律事務所	弁護士 穂積匡史 http://hozumi-shinyuri.jp/ TEL 044-959-3550 川崎市麻生区上麻生1-6-1 かわしん新百合ヶ丘ビル305号		

★ 「かいな」のバックナンバーがWEBで読めます。「かいな」で検索

2020年11月16日

か い な

第2375号(2)

★ 「かいな」の更新情報をメールで購読できます。「かいな」で検索